



「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

労働者協同組合法周知フォーラム～関東ブロック～
関係団体から見た労働者協同組合法の概要とポイント

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
2022年9月17日

古村伸宏

2022年10月1日

持続可能で活力ある地域づくりのための 「労働者協同組合法」、いよいよ施行！



- 全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」
 - 約40年の実践・事実から構想され実現した「市民立法」
 - 地域づくりと仕事づくりを結んで進める「非営利団体法」
 - 共益と公益をかけ合わせる42年ぶりの「協同組合法」
- 一人ひとりの主体的な労働を協同化する 自治と民主主義を育む職場

協同組合とは何か

協同組合とは、人々の自治的な協同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うもの

国際協同組合同盟（ICA）の定義

ICAには109か国から312の協同組合が加盟。組合員の総数は約12億人、年間事業規模250兆円
（トップ300の協同組合の合計）

国連が2012年を国際協同組合同年と決議、2016年にはユネスコが協同組合を無形文化遺産に登録
イギリスでは、株式会社の法制化(1856年)の5年前に協同組合が法制化。



ロッチデール先駆者協同組合の最初の店舗（近代的協同組合の発祥）。

「組合員の社会的・知的向上」「一人一票による民主的な運営」「取引高に応じた剰余金の分配」などを掲げ1844年12月にイギリスのランシャーに最初の労働者の生協の店舗が開設された。

日本の協同組合



日本には、農協や生協、漁協、労働金庫、こくみん共済コープ、信用組合、森林組合、労働者協同組合などの協同組合が存在し、約6,500万人が組合員。

業種は、農林水産業・購買・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅など総事業高は16兆円。

2018年4月に、日本の協同組合が一堂に集まり、**持続可能な仕事とくらしを協同組合の協同・連携の力でつくる**ことを目的に「日本協同組合連携機構」(JCA)を結成。



協同組合と株式会社の違い



	協同組合	株式会社
1. 目的	組合員として自らの事業を利用する (非営利) 事業の利用による生活の安定、生活文化の向上	株主が利潤の配当や株の値上がりを期待 (営利)
2. 誰のものか (所有)	組合員は自然人が基本 (人の結合体)	株主は自然人に限定されず、法人も可 (資本の結合体)
3. 誰によって (運営と利用)	出資者・利用者・運営者＝組合員 日常の組合員参加による運営 一人一票 の議決権	出資者・利用者・運営者が一致しない 経営部門が分離し、株主は日常運営に通常参加しない 株数に応じた 議決権
4. 財務面の 特色	出資配当に制限 がある 剰余金の利用高配当を行う場合がある	利潤の配当には制限がない 利用者に対する配当は特にない

出典：日本協同組合連携機構編「新協同組合とは-そのあゆみとしくみ」

国内の「労働者協同組合」的な組織



- ①日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（34団体、就労者1万5千人、年間事業高372億円）
失業当事者の就労創出からはじまり、協同組合間連携・地域福祉・新しい公共分野で拡大
- ②ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)(340団体、就労者7千人、年間事業高135億円)
生活クラブ生協など生協運動から生まれた女性たちの社会貢献の起業組織
- ③障害のある人びとの就労創出に取り組む団体
NPO法人共同連、浦河べてるの家・・・
- ④農村女性起業（農村女性ワーカーズ）（個人5,178、団体4,319、うち法人が1,554、2016年度農水省調べ）
農産物の加工・直売所・レストラン等
- ⑤住民出資による「協同売店」の起業
人口減少・高齢化地域において地域住民が出資した地域必需ニーズを満たす拠点
※実態として約10万人の就労者、1,000億円の事業規模。協同労働の法制化の社会的根拠

労働者協同組合法が生まれる経過



- ◎約50年に及ぶ「協同労働」の実践の事実～広島市では8年前から「協同労働」を普及
- ◎950を超える地方議会での労働者協同組合法の早期制定意見書決議
- ◎協同組合（日本協同組合連携機構：JCA）や労働者福祉中央協議会（労働組合・生協、こくみん共済コープ、労働金庫、ワーカーズコープなどの協同組合事業団体などで構成）などの賛同と支援
- ◎与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム（WT）の10数度にわたる実務者会議で、当事者団体である日本労働者協同組合連合会とワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの意見を丁寧に聴取し、実態に即した法案作成を“共同作業”として行った
- ◎超党派「協同組合振興研究議員連盟」やWTの国会議員、厚生労働省などの官僚による、ワーカーズコープの現場視察が行われ、組合員の声と姿に直接触れ、職場で主体的・協同的に働く姿を体感し、法制化の必要が強く確信された
- ◎法制化実現から、法の活用を推進する超党派の「協同労働推進議員連携」が発足

労働者協同組合の中心的価値は「協同労働」「よい仕事」

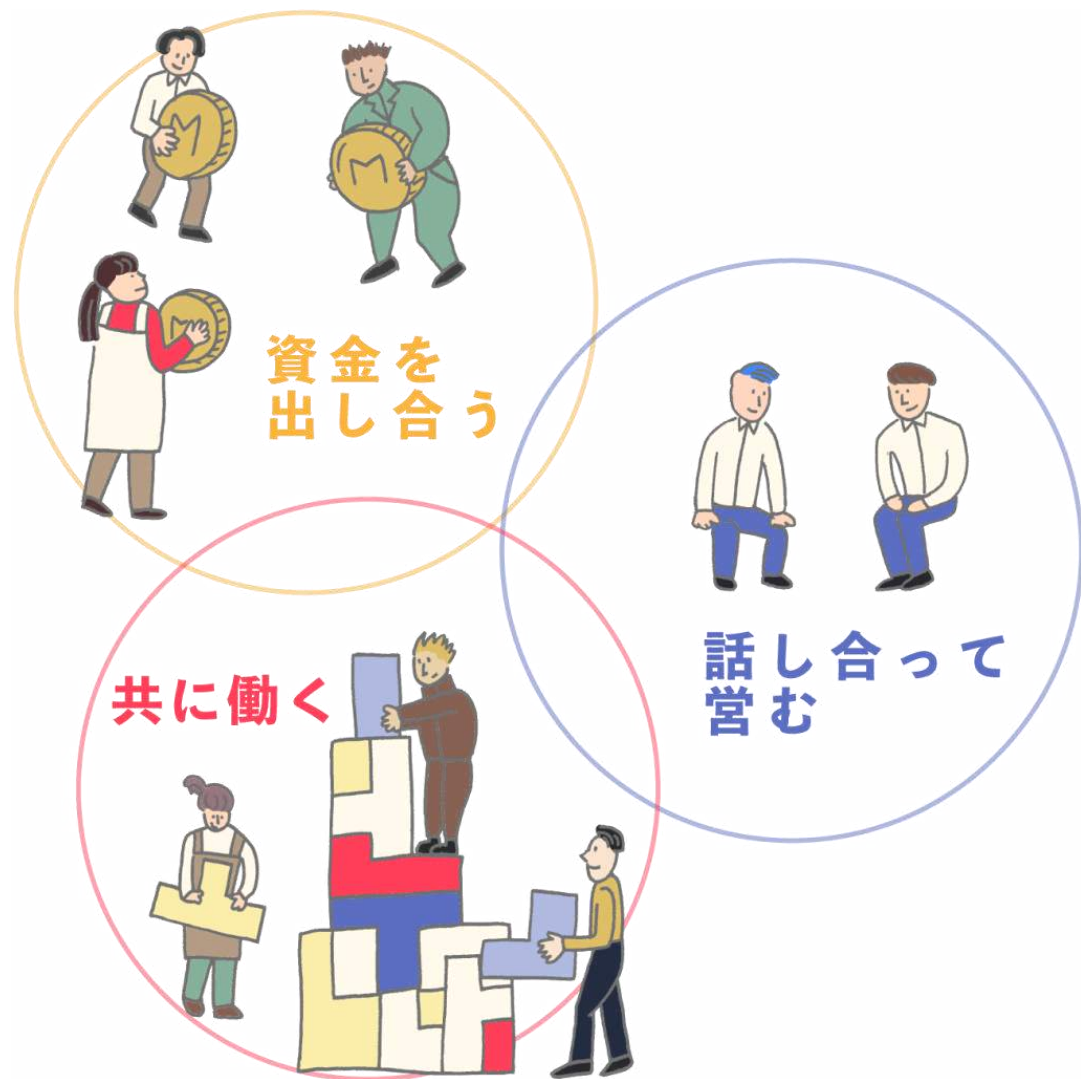


「よい仕事」なくして、労働者協同組合の優位性は実証できない
「働く場づくり」「地域に必要な仕事づくり」「持続可能で活力ある地域づくり」
これらを具体的に実現することが、労働者協同組合の「よい仕事」

「よい仕事」を生み出す働き方が「協同労働」
「自分が生きる」(主体的)×「協力し合う」(利他的)
協同の関係を職場から、仕事を通して地域・コミュニティづくりに活かし広げる
法人や組織の種別を問わず「協同労働的」な作法は可能

証明すべきは、働く人々の「誇り」「生きがい」「幸福感」の実感
労働者協同組合というシステムと協同労働という文化の両輪を回す
「よい仕事」「協同労働」の事実と実践を生み出すしくみ・舞台が「労働者協同組合」

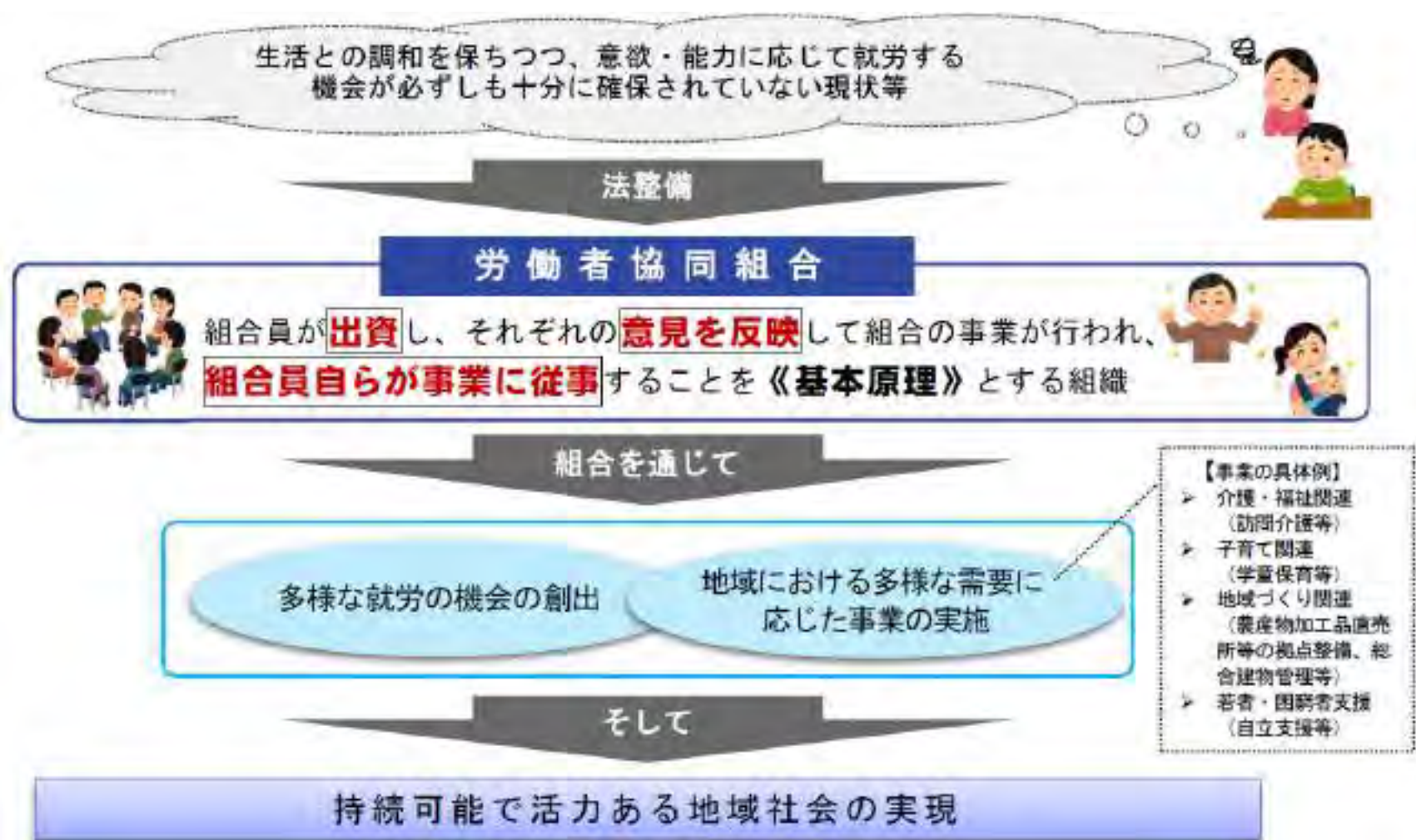
労働者協同組合の主な特色



- 1.労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能
地域における多様な需要に応じた事業を実施
ただし、許認可等が必要な事業はその規制を受ける
- 2.簡便に法人格を取得でき、契約などができる
設立は3人以上の発起人が必要
行政庁による許認可等は不要(準則主義)
法律に定めた要件を満たし登記をすれば法人格付与
- 3.組合と組合員は労働契約を締結(労働法適用)
- 4.出資配当は不可
組合員が事業に従事した程度に応じて配当可
- 5.都道府県知事による監督(連合会は厚生労働大臣)

労働者協同組合法 第一条(目的)

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。



労働者協同組合 基本原理



基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

◎基本原理◎

「出資」

一人一票

「意見反映」

話し合い、合意形成

「従事」

共にはたらく

基本原理の要としての「意見反映」



■特別に重視された「意見反映」原理

- ①**定款**において「**どのように意見反映を行うか**」を明記する必要がある
組合員の意見を反映させる方策についての規定(第29条 定款記載事項)
- ②**総会**において、理事は「**どのように意見反映を行ったか**」を報告する義務を負う
理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させるための方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。(第66条 総会への報告)
- ③組織運営のあらゆる場面において「**意見表明**」できる**環境**が問われる。しかしこれは、しくみや場だけでは完全に保障できない。必要なのは「**信頼関係**」
- ④「話し合い」は物事を決定するだけでなく、参加者の思いや課題・可能性を見出し、引き出し、発見する営みであり、その結果**折り合い(居り合い)**を深めていくこと
- ⑤**決定**は**いつも仮説**にすぎない、採用されなかった意見も種としてその場に根づき、未来に芽吹く可能性を持つ

定款への記載事項



●組合の組織や業務運営の基本的規則である定款には、会社や他の協同組合と共通する事項のほか、労働者協同組合法に特徴的な事項の記載も求められている

・定款に記載することが義務付けられている15の事項

◎組合に関する事項(①事業、②名称、③事業を行う区域、④事務所の所在地)

◎組合員に関する事項(⑤組合員たる資格、⑥加入・脱退、⑦出資一口額と払込み方法)

◎会計に関する事項(⑧剰余金の処理、⑨準備金の額・積立方法、⑩就労創出等積立金、⑪教育繰越金)

◎その他の管理事項(⑫組合員の意見を反映させる方策、⑬役員の定数及びその選挙・選任、⑭事業年度、⑮公告方法)

・特徴的な記載事項

◎「事業を行う都道府県の区域」

持続可能で活力ある地域社会の実現に資するという目的を持つことを踏まえ、その活動する区域を明らかにする都道府県は一つに限定されるものではなく、仮に全国で活動する組合であれば、全ての都道府県を記載する想定

◎「組合員の意見を反映させる方策に関する規定」

組合の基本原理の一つである意見反映原則を担保する趣旨

組合員それぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのか、各組合の状況を踏まえ定める例)会議において意見を集約する場合、開催方法、開催の時期・頻度、最終的な意思決定の方法など

日常的に意見を集約する場合、意見箱の設置などその具体的な方法が定款に記載されることが期待される

労働者協同組合法のポイント



- ・総組合員の $4/5$ 以上は組合の行う事業に従事、事業に従事する者の $3/4$ 以上は組合員(出資者)
- ・一人一票の平等な議決権・選挙権を行使し、役員、労働条件や事業計画・利益処分などを「組合員」が決める
- ・労働者(組合員)は組合と「労働契約」を結び、労働者として法的保護を受ける
- ・営利を目的に事業を行ってはならない
出資配当なし(非営利)。従事分量に応じた配当は可
剰余金の法定積立(準備金10%以上、就労創出等積立金5%以上、教育繰越金5%以上)
- ・事業制限なし(第1条の目的に適う事業、但し労働者派遣事業は禁止)
- ・行政庁による許認可等を必要とせず、要件を満たし、登記すれば法人格が付与。
(準則主義、3人以上の発起人)
- ・理事会必置(3人以上)、小規模組合(20人以下)での組合員監査会の設置
- ・行政の監督(都道府県知事)、連合会は厚生労働大臣
- ・公布後2年以内施行(2022/10/1)、組織変更特例措置(3年、NPO法人の残余財産引継)
- ・施行から5年後に見直し

労働者協同組合法の一部改正



非営利性を徹底させた「特定労働者協同組合」に税制上の措置を講じる

①認定(都道府県)の基準

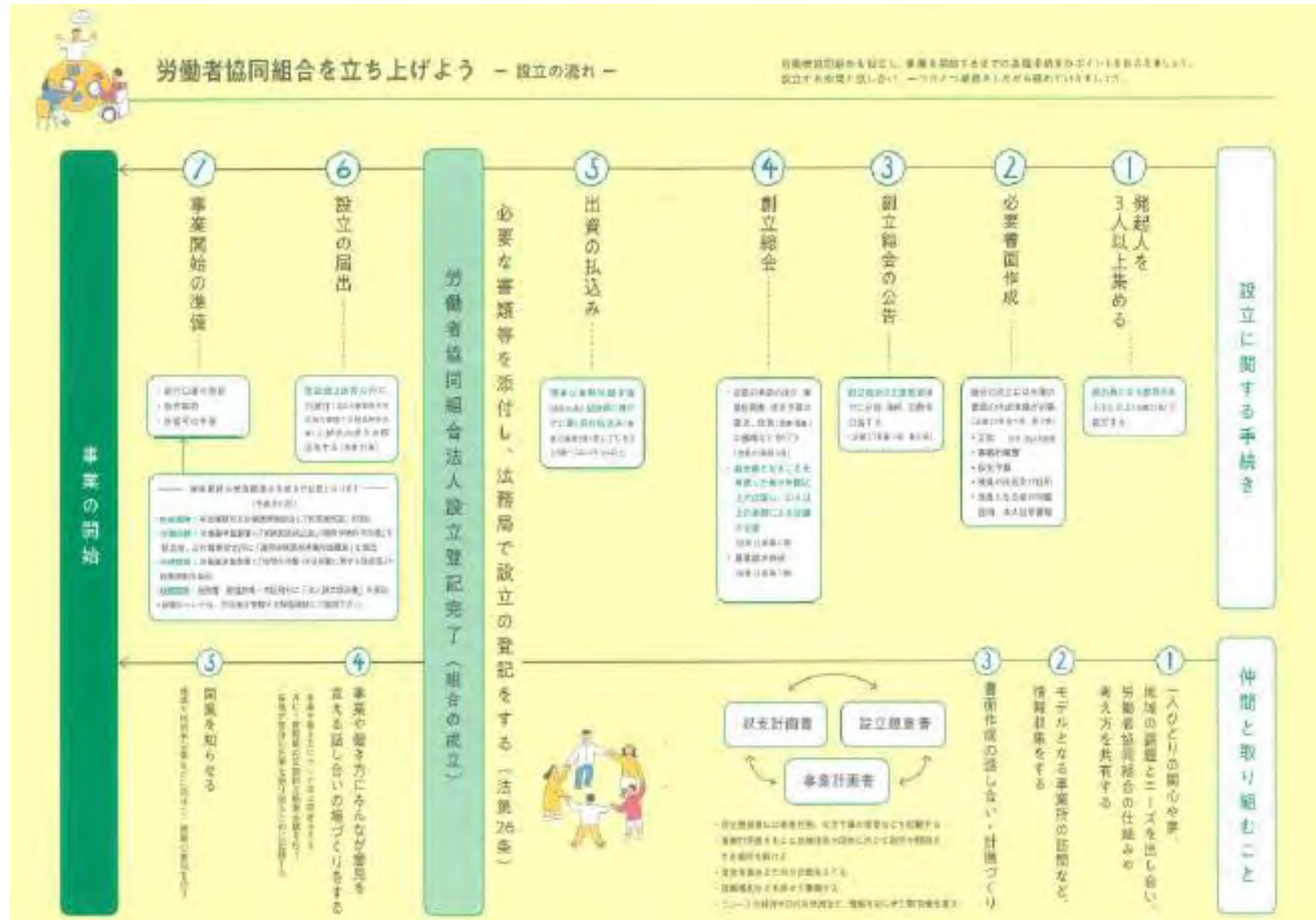
- ・非営利を徹底する旨の定款
 - ・・・剰余金の配当を行わない、解散時に組合員の出資額限度で分配した後の残余財産の国・地方公共団体等への帰属
- ・上記の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがない
- ・理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下
- ・申請時に定款、役員名簿、認定基準に適合している説明書類等を提出
- ・毎年、報酬及び給与に関する規程、役員名簿、役員報酬支給状況、給与職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項の作成・提出・公表
- ・外部監事の設置

②認定の取り消し、罰則等の規定

③税制上の取り扱い・・・特定労協法人(公益法人等、非営利型一般社団、NPO並び)

※労協法人は普通法人

(一部公開資料のみ、認定NPO並び)



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>



ホーム 労働者協同組合法とは 労働法規・会計 設立の流れ フォーラム よくある質問 好事例 資料ダウンロード

労働者協同組合の好事例



不登校・ひきこもり経験者が運営する映像・デザイン制作会社

東京都新宿区に、不登校・ひきこもりをした若者たちが立ち上げた株式会社があります。映像制作やパンフレットやチラシ等のデザイン制作が主な事業です。代表のIさんは、中学校で不登校を経験し、フリースクールを経て、同じような経験をした若者が集まる大学に入りました。そこで出会った仲間とともに「…」

もっと詳しく➡



「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

そんな問い直しの営みが
「協同労働」



[illegible]

働く人みんなが出資して
話し合って運営する

法制定でますます注目
今後の広がり大きな期待も

[illegible]

4つのエッセンス

「主体性を発揮」

「関係性を大切に」

「地域と関わる」

「暮らしとつなげる」

労働者協同組合法のインパクト



「労働」のあり方

雇用されて働くか、自営で働くかの二者択一を越えて

「企業」「経営」のあり方

企業は誰のものか、経営は何のための営みか

「経済」のあり方

経済のあり方が企業と労働のあり方を決する グローバル化からローカル・循環の志向

「民主主義」のあり方

お任せ民主主義・多数決の民主主義から、納得・非効率・多様性を価値とする民主主義

「コミュニティ(社会)」のあり方

多様性と共生を基本原理とする、新しい協同の原理によるコミュニティづくり

法施行に向けた自治体等の動き



●都道府県担当課の確定(共管する自治体も)

- ・基礎自治体、住民への普及、啓発、周知、広報、学習会の開催
- ・庁内横断的な学習会、党派を超えた「議員」学習会
- ・鳥取県…2021年度予算化、相談窓口の設置、2022年度も継続
- ・徳島県…2021年度補正予算、「とくしま協同労働サポート事業」開始、2022年度法制で継続
- ・埼玉県…2022年度予算化、県民説明会、NPO研修会、市長村職員研修会、動画作成、庁内連携会議
- ・東京都…2022年度、周知広報(チラシ、WEB、SNS)、相談窓口開設、設立等説明会開催
- ・福岡県…2022年度、周知広報(チラシ、WEB、SNS、メルマガ)、セミナー12回(入門編、実践編)、WS
- ・大阪府、兵庫県、熊本県、沖縄県も2022年度予算化

●基礎自治体の動き

- ・積極的な活用策、立ち上げ推進の支援策の検討
- ・広島市 2014年度より「協同労働プラットフォームモデル事業(高齢者向け)」開始
2022年度より全世代型「協同労働促進事業」へ
- ・京丹後市 2021年度予算化、住民向け研修会(2回)+個別相談会(7グループ)
2022年度協同労働推進事業予算化(研修会2回、講座3回コース、OnlineCafeカフェ5回)

●議会での動き 桶川市議会、北本市議会、高知市議会、新潟市議会、四日市市議会などで党派を超えた学習会

●協同組合・非営利セクター・中小企業などの中でも、学習会を多数開催

徳島県の周知・広報・支援事業

島根県労働政策課とくしま協同労働組合が中心で実施

とくしま 協同労働 サポート

—労働者協同組合相談窓口のご案内—

「労働者協同組合法」

令和4年10月1日施行

「多様な就労形態の創出」や「地域課題の解決」を図ることを目指す「労働者協同組合法」が令和4年10月1日に施行されます。

従業員では、県内の事業者や各種団体の皆様からの「労働者協同組合」設立に向けたアドバイスや質問にお答えする相談窓口を設置しました。

さらに、「組合設立」や企業団体や特定非営利活動法人からの「地域受託」に内身に対応できるよう、無料の専門家派遣も実施していますので、お気軽にご相談ください。

徳島で

「労働者協同組合」

設立申請はじまりました

相談窓口

ワーカーズコープ

水曜日によるお問合せ（平日午前9時～午後5時）

☎080-6310-3392

問合せフォームからは24時間受付

☎ <https://bit.ly/3CRg6mN>





相談窓口
とくしま協同労働組合
（徳島市）

※相談料・年会費 0円（初年度）※相談料（組合費）※相談料に必要となる協賛金も別途必要となります。
相談窓口の設置場所は、島根県内各市町村で1カ所、1カ所に1カ所設置する予定です（※1カ所につき1カ所）。
※1カ所、1カ所設置する予定です（※1カ所につき1カ所設置する予定です）※1カ所につき1カ所設置する予定です

[illegible]

福岡県の周知・広報・支援事業



入門編

労働者協同組合法・協同労働セミナー

NEW!

まちづくりを仕事にする、新しい働き方。

会場・オンライン同時開催
参加費無料・会場定員50名

2022年
10月施行

労働者協同組合って何だろう? と思っている方、ぜひ参加してください。

福岡県では、2022年10月1日に施行される「労働者協同組合法」について学ぶセミナーを開催いたします。法律の紹介だけでなく、協同労働の概要や、すでに福岡県内外で活動している労働者協同組合「ワークスコープ」の活動もご紹介します。会場参加であれば、この新しい法律で労働者協同組合をつくりたいと考えている方々と交流することも可能です。地域を元気にしたい!働く場所をつくりたい!と考えている方はもちろん、まずどんなものか知りたい、支援したい方もお気軽にご参加ください。

北九州地区

2022年6月23日(木)
【時間】13:00-16:00
【会場】福岡県吉塚合同庁舎8階会議室
JR鹿児島本線戸畑駅・戸畑駅前バス停より徒歩1分

筑後地区

2022年7月19日(火)
【時間】13:00-16:00
【会場】福岡県飯塚総合庁舎大会議室
JR新飯塚駅より徒歩15分、飯塚駅前バス停より徒歩3分

福岡地区

2022年7月4日(月)
【時間】13:00-16:00
【会場】福岡県吉塚合同庁舎8階会議室
JR西戸崎・吉塚駅バス停より徒歩3分、馬出九大病院前駅より徒歩7分
※一般労働者会場は200名、保護者専用会場は100名、事前申し込みが必要となります。その旨お伝えいたします。

筑後地区

2022年8月12日(金)
【時間】13:00-16:00
【会場】久留米大学御井本館3階教室
JR久留米大学前駅・久留米大学前バス停より徒歩3分

労働者協同組合・協同労働とは

労働者協同組合は、働く人たちが出資して組合員となり、組合員一人ひとりの意見を反映させながら運営し、ともに働く協働です。

働く組合員が出資・運営・労働を担いあう働き方を「協同労働」と言い、地域の中で多様な就業機会をつくり、地域ニーズに合わせた仕事をおこし、持続可能で活力ある地域づくりを目指すことを目的としています。

労働者協同組合法は、2020年12月に全労・全労連一致して議員立法で成立しました。2022年10月1日の施行によって、「まちづくりをしたい!」「地域を盛り上げたい!」などと思う人たちが自発的に労働者協同組合を設立でき、持続可能で活力ある地域づくりを目的とした事業・活動ができるようになります。



セミナー詳細

- 日時

【北九州】6/23(木) 13:00-16:00 【福岡】7/4(月) 13:00-16:00
【筑後】7/19(火) 13:00-16:00 【筑後】8/12(金) 13:00-16:00
- 会場

会場・オンライン同時開催(会場参加は定員50名)
【北九州】ウェルビータ12階121・122会議室(北九州市戸畑区汐井町1-6)
【福岡】福岡県吉塚合同庁舎8階Y801会議室(福岡市博多区吉塚本町13-50)
【筑後】福岡県飯塚総合庁舎大会議室(飯塚市新立町B-1)
【筑後】久留米大学御井本館13B教室(久留米市御井町1635)
- 内容

①労働者協同組合・協同労働について(40分程度)
②労働者協同組合法について(40分程度) ③取組事例の紹介(45分程度)

ワークショップのお知らせ

福岡県では、労働者協同組合の立ち上げ等の問題に対応するため、先進事例の実践者から設立のアドバイスや地域活動のノウハウを学べるワークショップを行います。労働者協同組合を立ち上げたい方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 ☎092-643-3593

労働者協同組合法・協同労働セミナー FAX参加申込書

FAX:092-441-8281 (電話:092-441-7587) [申込フォーム](#)

FAXでお申し込みされる方は、お名前・所属・電話番号・メールアドレスをご記入の上ご送付ください。
※お手持ちのスマホなどで、右のQRコードからもお申し込みいただけます。

氏名		所属	
電話番号	()	メール	@
参加方法 いずれかに	会場参加 Web参加	参加日程 いずれかに	北九州6/23(木) 福岡7/4(月) 筑後7/19(火) 筑後8/12(金)

福岡県

労働者協同組合法の周知啓発・取組事例を学べるセミナーの実施業務 受託団体
特定非営利活動法人ワークスコープ福岡支部
福岡市博多区築港4丁目1-12 御井ビル2階21号
☎092-441-7587 zenkusu.kb@voulap.co.jp

お申込みについて

こちらのQRコードまたは裏面のFAX申込用紙をご利用ください。

広島市 協同労働モデル事業



たすけあい、ささえあう地域へ。
協同労働ひろしま

広島市は2014年から「協同労働」を施策として位置付ける

- **問題意識**: 少子化・核家族化／地域の相互扶助、福祉、防犯の機能低下／地域の活力維持／高齢者の居場所と出番を地域に
- **目的**: 高齢者が協同労働を活用し、住民主体の**持続的な地域の仕事**を生み出すことで**働く場の創出と地域の課題解決**につなげ、ひいては**地域コミュニティの再生を図ることが目的**
- **方法**: 広島市が協同労働のチームづくり、仕事づくりを支援
(**人による支援、お金による支援**)
- **条件**: 出資者の**半数が60歳以上**であることが補助金交付要件
- **現状**: 市内に**協同労働の任意団体**が26団体(1団体は独自活動)

広島市 協同労働モデル事業



たすけあい、ささえあう地域へ。
協同労働ひろしま

広島市 協同労働モデル事業

「協同労働」プラットフォーム事業

「協同労働」個別プロジェクト
立ち上げ支援事業

- ・少子化・核家族化
- ・地域の相互扶助、福祉、防犯の機能低下
- ・地域の活力維持に高齢者の居場所と出番

広島市は協同労働の仕組みを活用し、
就業や社会参加を希望する意欲と能力
ある高齢者の「社会的起業」を促す

事業概要

広島市では
協同労働による地域での起業支援を推進

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者の
皆さんを中心としたプロジェクトの立ち上げを、以下の2方向から支援します。

1 プラットフォーム による支援

専門のコーディネーターが
勉強会の開催や事業計画
の作成、個別相談対応など
により、事業の立ち上げだ
けでなく、立上げ後のフォ
ローアップまで全面的に支
援します。

2 立上げ経費の補助

事業を立ち上げる目途が立った団体に対して、立ち
上げに要する経費の一部を補助します。

補助内容

補助率 1/2
(上限100万円)

申請時期

年2回
(8・12月)

補助金交付要件

・広島市を拠点に活動し、構成員が4名以上
(うち半数が60歳以上)であること

・地域課題の解決に取り組み、地域活性化に
つながる事業であること

・事業の継続に必要な収益が見込まれること

広島市 協同労働モデル事業



たすけあいにきせえあう地域へ。
協同労働ひろしま

協同労働ひろしま 2014-2021 実践団体の特徴

事業内容	
生活困りごと支援	12
サロン	10
農	4
食	3
子ども	2
伝承	2
障がい者	1
イベント運営	1

(事業数)

地域特性	
郊外	13
市街地(旧市内)	7
中山間・離島	5

(団体数)

立上のきっかけとなる担い手	
個人	12
自治会長等経験者	6
社協・町内会	3
NPO・市民活動等経験者	3
JA組合員	1

(団体数)

広島市 協同労働モデル事業



広島市 協同労働モデル事業



京丹後市 協同労働推進事業



京丹後市版の小規模多機能自治組織 「新たな地域コミュニティ」とは

3 新たな地域コミュニティ

年齢や性別に関係なく誰もが関わりやすい地域運営の仕組みをつくり、活動人口を増やし、多彩な活動を行うことを通して、元気で楽しく住みやすい地域を作っていく、京丹後市ではこの考え方を「新たな地域コミュニティ（新コミュ）」として推進していきます。

「20年後こんな地域でありたい」、「私にはなにができるだろう」、地域のありたい姿を思い描きながら、持続可能な地域づくりに向けて一緒に取り組みを進めていきましょう！



協同労働との親和性が高い

京丹後市 協同労働推進事業



新刊

協同労働推進事業 ～支え合い活動のソーシャルビジネス化の推進～



令和4年度予算額: 290万円



労働者協同組合制度の活用支援など、協同労働に取り組む意欲ある地域や団体を総合的に支援

※【協同労働】…「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方で、地域住民が主体的に参画しながら多様な地域課題を事業化することで解決を図り、持続可能な活力ある地域社会の実現に資するもの。

1. 背景

- (1) 令和4年10月に労働者協同組合制度が施行。地域課題の解決を事業化することに適した法人格が誕生する
- (2) 市内にはこの制度活用を検討している地域や団体があり、特に人的支援を望んでいる（令和3年10月24日協同労働研究会時の調査より）
- (3) 新たな地域コミュニティ組織で若者や女性が関わるプロジェクトづくりを進めている

2. 目的

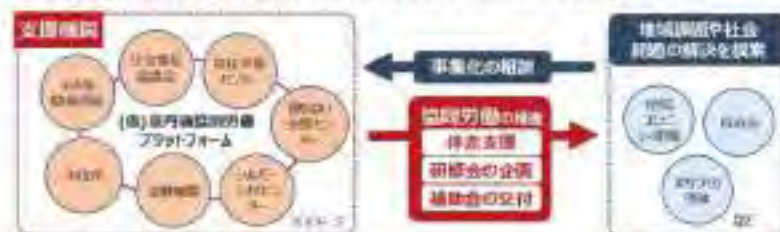
- ・ 協同労働などビジネスの手法を用いて地域課題や社会問題を解決する地域事業を推進
- ・ 令和4年10月に施行される労働者協同組合の制度活用を進めるなど、意欲ある地域や団体を総合的に支援

3. 事業内容

- 協同労働推進業務委託料 110万円
 - ・ 協同労働や労働者協同組合に関する相談対応
 - ・ 団体及び地域の伴走支援 など
 - ・ 研修会の企画・運営（年5回程度）
- 協同労働事業支援補助金 180万円
 - ・ 上限30万円/年（補助率1/2）
 - ・ 最大3年間の支援、R4年度は6団体を想定

4. 事業化イメージ

- 「（仮）京丹後協同労働プラットフォーム」を設置し、協同労働を推進
- この支援機関の人的支援と財政支援により、地域の取り組みを総合的に推進



5. 事業イメージ

- ・ 子育て支援
- ・ 高齢者介護
- ・ 障がい者支援
- ・ 廃校活用
- ・ 空き店舗活用
- ・ 農地・山林活用
- ・ リサイクル、製造業
- ・ 清掃、設備メンテナンス
- ・ 移動支援
- ・ 緑化、剪定
- ・ 事業継承 など



6. 想定される効果

- ・ 地域が自ら課題を、仕事として、持続的に地域課題を解決
- ・ 地域資源を活用した地域密着型事業の創出（資源の循環・雇用創出）
- ・ 地縁組織との連携により、地縁組織の負担軽減や自治機能の強化につなげる

台州4区建 京四强市协调办借址建警署

自分ごととして関わる・つながる

～地域づくりを仕事にする方法～

13:30~15:00

④オンライン (ZOOM)

※ 受講料は、会場に本講習を受講し込みの必要です。
本講習出席の無料研修にも対応します。

參加無料

いずまかど喜望のため。
夢も始めアール。そして国
下民のお腹に告げる電話番に
加筆してください。



【参考文献】

日本労働者総連合会（ワーカーズコープ）連合会

理三 古村伯宏 氏

新
コ
ミ



「労働者協同組合法」が令和4年10月に施行されます。
これは、地域課題に対して、みんなで出し入れ、自分の意見を尊重に
反映させながら共に働く、新しいまちづくりの組織形態です。
日頃から活動されているNPOやボランティア団体、自治会の皆さん
だけでなく、これから地域のために活動したいと考えておられる方も
みんなで集まって地域の未来を話し合いませんか？

第1回	7月21日
第2回	8月25日
第3回	9月22日
第4回	10月27日
第5回	11月24日
第6回	12月22日
第7回	1月19日

オンライン (2009年)
監修: 矢野龍渓・加藤和彦

皆に自分たちの活動を知ってほしい、話したいという団体さん・個人さんも同時募集です。

主催：京丹後市（企画運営：企業組合労働センター事務局）
問い合わせ：地域エコテック推進課 TEL0772-69-1050
企業組合労働センター事務局 TEL080-0133-8137

まちづくりを仕事にする新しい働き方

場所：峰山総合福祉センター

(由香港特種小組提供資料)

• **Free**

時間：19：30～21：00

月産地産品
 漁業に必要な
 船のつて阿波市、
 地産地消、地産地
 産品を育てる、地
 産地産品

要は問題、解決の問題、
池や湖の問題、魚類生、
子育で環境、維持に異一
た種の環境は、いかに、
解決するの？
ボクが言っているのは
読者のために、
地域のみんなを救うため

※本誌に掲載の情報は、二〇二〇年最新の状況の個人情報を基に作成したもので、最新の情報とは必ずしも一致しない場合があります。

＜コーディネーター＞

日本列島を縦断旅行 (2-3-2) 旅行記の巻 古村伸宏氏

「協同労働」を活用し、地域の未来を考え、新たな地域づくりの半壁を共に学ぶ講座です。

11/16
or 21
()

主 催：京丹後市（企画・運営：企業組合労協センター事業部）
お問い合わせ：企業組合労協センター事務局 Tel.080-8333-8137

Mail: tseng@pro.ksu.edu.tw

具体的な設立・組織移行の相談



- ≫ 高齢者の生きがいある仕事や地域の生活支援、社会貢献の仕事(新温泉町、静岡市、奈良市、一宮市)
- ≫ 障がい者や若者の就労(鳴門市、板橋区、大宮市、川口市、武雄市、石巻市、三次市、大野城市、熊本市)
- ≫ マルシェ(諸積、内子町)、協同売店(若狭路、上毛町)、子ども食堂(越谷市、北上市、練馬)、カフェ(津和野市)
- ≫ 協同住宅(多摩市、日田市)、農泊(伊那市)、児童養護施設退所後のシェアハウス(江東区)
- ≫ ヘルパー主体の訪問介護(福岡市)、利用者本位のデイ(多治見、秋田市)、理学療法士の地元起業(大分)、利用者主体の障がい児デイ(奈良市、春日市)、農福連携(枚方市)、葬送事業(江戸川区)
- ≫ 竹林整備(福岡市)、有機肥料による付加価値ある新しい農業(佐倉市)、養豚と太陽光発電を組み合わせた既存の事業を移行したい(豊頃町)、森のようちえん(川崎市)、会員制野菜等宅配(上田市)
- ≫ フリースクール(信濃町)、フォルケホイスコーレ(東川町)個人を尊重する民主的な学びの場
- ≫ 移住者で地域再生(美瑛町)、公衆浴場の継続(中頓別町)、里山再生(田村町)、緑化(世田谷区)
- ≫ 社労士・行政書士自らも協同労働(台東区)、司法書士(豊中市)、中小企業診断士(多摩市)
- ≫ PCリサイクル(宮古市、墨田区)、陸運事業(八王子)、ワーケーション(千曲市)、ワイナリー(海士町)
- ≫ デジタルプラットフォーム(東京)、出版関係(千代田区)、利用者中心の商品開発(中央区)
- ≫ 歯科(首都圏)、鍼灸マッサージ(首都圏)治療に留まらない住民主体が地域で支え合う予防医療
- ≫ 俳優(東京)、劇団(三鷹市)代表高齢に伴い興行や会館運営を労働者協同組合に継承したい。

具体的な設立・組織移行の相談



—地区社協の活動から設立準備中— ■あけぼの橋クラブ（静岡県静岡市、学区社協） 労福協元会長が中心となり、地区社協で2年かけて14名の仲間を集め、協同労働団体の設立を目指す。生活支援、緑化支援、移送事業の3部門を地区社協の事業として進め、自治会の了承を取りながら、地域と丁寧に関わり合いながら進める。2022年4月立ち上げを目指している。	—共同売店を運営する自治会から設立準備— ■符股地区自治会（沖縄県宮古島、自治会） 「小さな拠点づくり」を進めるランドブレインが行う地域住民による地域課題解消の取り組み。女性3人を中心に、自治会が運営する共同売店と連携した地域食堂や総菜づくりの仕事おこしを、県の補助金なども活用しながら自治会と共に検討中。自治体及び中心となる女性3人と協同労働の学習会実施。
—障がいなど困難を抱える方や親が集い設立— ■ライオンクラブ（長野県信濃町、NPO法人） 3人で準備会を発足し、多様な人が尊厳をもって働ける場の設立を目指す。毎月の準備会に参加者が徐々に増加。ビジョンや事業計画を何度も話し合い、10か月でNPO法人設立。ナチュラハウスクリーニング、薬草栽培、フリースクール、放課後等デイサービスなど実施。	—市民とコーディネート団体で設立— ■シモキタ園芸部（東京都世田谷区、一般社団法人） 小田急電鉄より依頼を受けたランドスケープデザインFOLKが、コーディネートし48人の市民で多様な園芸活動する団体が生まれる。線路跡地の緑化管理などの業務受託に伴い法人化を求められ、出資・経営・従事の協同労働を取り入れた一般社団法人を設立。
—医療法人社団から設立準備— ■きょうどう歯科（東京都渋谷区、医療法人社団） 労働者協同組合を志向し10年前に設立。4診療所20名の職員がフラットな関係で患者を中心とした治療を行う。自分たちの労働条件なども話し合いで運営。労働者協同組合法成立に伴い、全職員で設立に向けて理念、事業計画、出資金・資金繰りなど検討中。	—株式会社から独立して設立— ■User Centerd Inovation Lab（東京都中央区、合同会社） 利用者を中心とした商品開発やイノベーションを企業向けに提供。労協法のオンライン学習会に参加し、協同労働に共感。ワーカーズコープと懇談を重ねる。株式会社の働き方から、自分たちの思いを実現できる働き方に移行を本社に求め独立。

労働者協同組合法を活かす分野・テーマ・政策



■「完全就労社会」

- ・就労困難な人々の仕事づくり・働く場づくり
- ・新しい職業訓練、既存の職業訓練のアレンジ、中小企業の職場づくり支援、学校における働く学び

■「多様な学び・育ち」

- ・「主体的・対話的・深い学び」「体験・体感」を重視する学びの場づくり…森のようちえん
- ・「オルタナティブ・デモクラティック」な学びの場づくり…フリースクール、ホームベースドエデュケーション

■「地域自治」(継業の促進、コミュニティづくりの推進)

- ・「小規模多機能自治推進」のツール、新たなコミュニティづくり、地域文化の継承と新たな位置づけ

■「地域福祉」

- ・地域共生社会と包括的・横断的な福祉実践、施しの福祉から双方向で広がりを持った「ケア」へ

■「地域環境・産業」

- ・第1次産業の本質的な位置づけ直し、掛け合わせ(×教育、福祉、健康、文化…)
- ・「継業」「集落営農」など、地域の歴史・文化・伝統を継承し発展させるために
- ・気候危機と防災を重視する産業(自然・再生・循環型のエネルギー、小農・小規模林業、非市場・非貨幣)

■「新しい経済」

- ・大きさから循環へ、身近な資源の活用循環、手作り、贈与、コミュニティづくり
- ・継業と地域資源の保全・継承・活用

■「若者」「女性」「高齢期」

- ・新しい働き方による活躍の場づくり、子ども若者の未来創造、ジェンダーギャップ解消、高齢期の位置づけ

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

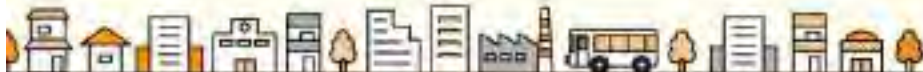


**厚生労働省** 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大

[地域共生社会とは](#) [取組事例](#) [地域共生社会の実現に向けた取組の経緯](#) [重層的支援体制整備事業について](#) [他分野との連携](#) [関係機関・研究資料等](#)

他分野との連携



ホーム > 他分野との連携

各地域において地域共生社会の実現を目指す取組を進める際には、地域共生社会の定義にもあるように、福祉分野の取組だけでなく、地方創生、まちづくり、教育など、地域の特性を高める施策との連携を促進することが重要です。

以下に、他省庁等が実施している「地域をターゲットにした施策」等のリンク先の一部についてお知らせします。

社会保障全般

- 未来の社会の安心のために**

少子高齢化をはじめとする社会・経済のさまざまな変化に対応し、人々の安心を確保するための社会保障制度の機能強化に向けて取り組んでいます。

[詳しくはこちらをご覧ください](#)
- 労働者協同組合**

「労働者協同組合」とは、組合員による出資・意見反映・労働が一体となった組織であり、多様な就業の機会の創出を促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能な活力ある地域社会の実現に資する新しい法人です。

労働者協同組合法（令和2年法律第78号、令和4年10月1日施行。）

地域共生社会 他分野との連携

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/renkei/>



- 厚生労働省 社会保障全般、**労働者協同組合**
- 農林水産省 食育の推進、農福連携、(農村RMO)(森林環境譲与税)
- 総務省 関係人口、ふるさとワーキングホリデー、地域おこし協力隊
- 内閣府 地方創生、小さな拠点、地域運営組織の形成
- 文部科学省 子どもの貧困対策の推進、(主体的・対話的な深い学び)
- 国土交通省 都市再生、(グリーンインフラ)
- 環境省 地域循環共生圏、(30by30、OECM)
- 国連 持続可能な開発目標(SDGs)
- (経済産業省 中小企業、地域経済産業、コミュニティビジネス)

地域共生社会・地域循環共生圏、地方創生などに労働者協同組合法を活用
上記の制度・政策に労働者協同組合の活用が有効である可能性

労働政策を分母とする地域政策の立案・展開



福祉政策 産業政策 環境政策 教育政策
コミュニティ政策 文化政策 自治政策 平和政策・・・

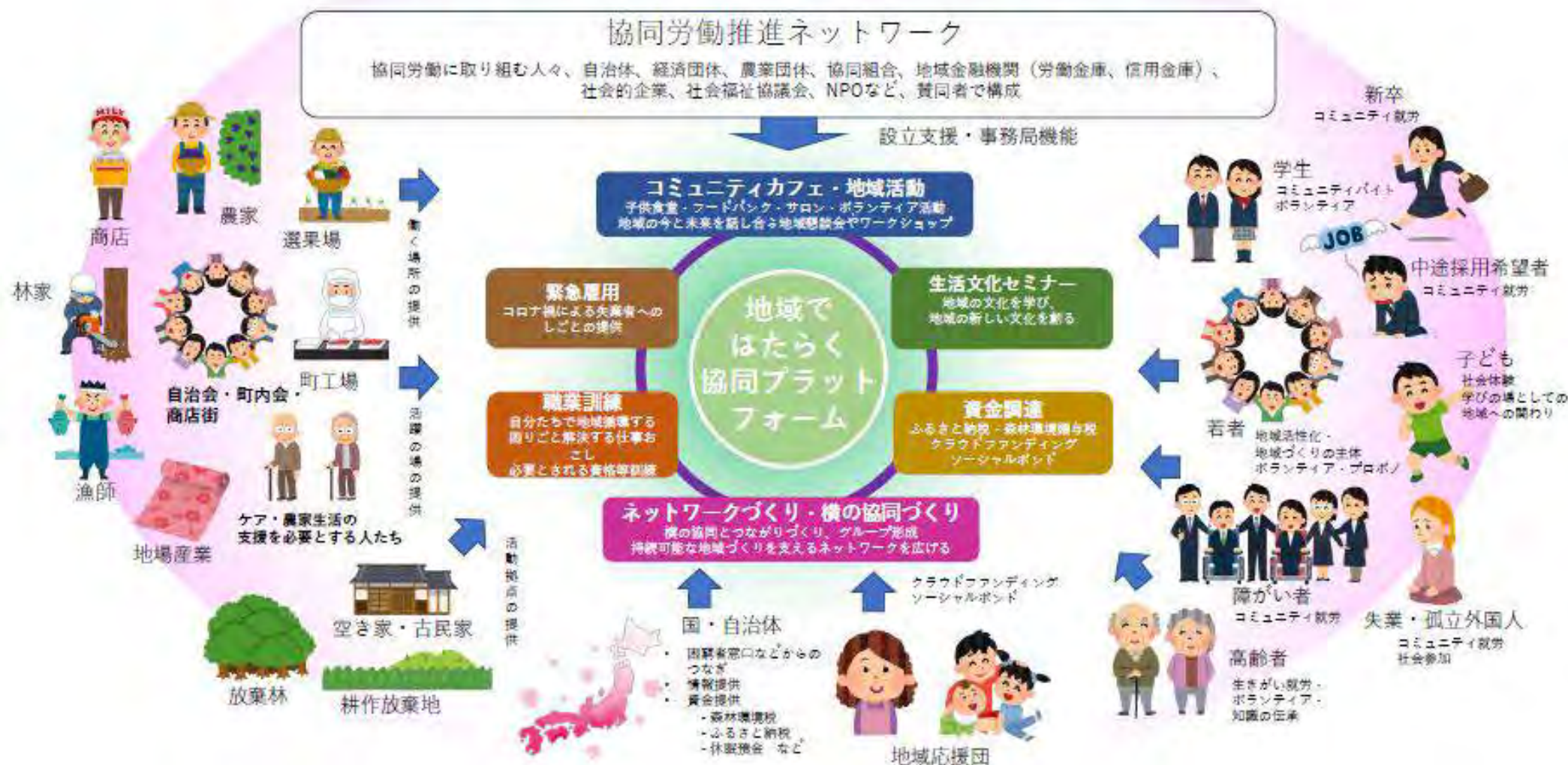
労働政策としての協同労働・労働者協同組合
共生政策としての協同労働・労働者協同組合

労働観 人間観 社会観 生命観

協同労働を推進するネットワーク



共生の地域社会・地域循環経済



幸福度を高める働き方・働くこと



世界幸福度調査(「World Happiness Report2020」国連・持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN))

2022年度、日本は54位(146か国)・・・56位(2021年)、 62位(2020年)

高い評価・・・ 一人当たりGDP(28位/146国)、健康寿命(1位/141国)

低い評価・・・ 自己決定権(74位/145国)、寛容性(127位/146国)

人生評価/主観満足度

自己決定権・・・働く環境の自由度、言論・報道の自由度(民主主義、個性)

寛 容 性・・・寄付、人助け、ボランティア(多様性、エンパシー)

働くこと・働き方に、自己決定と寛容性(多様性)を埋め込むことで、幸せを感じる労働を実現する契機に

- 働くこと・くらすこと・生きることを、切り離さず一つに結ぶ
- 一人ひとりの個性を活かし、主体性を高め、多様性を認め合い、協同性を育む
- 人と地域の豊かさを高める「よい仕事」を探求する
- 「協同」と「共生」の感性を高め、その作法を磨く
- 地域に暮らし働く人たちの「幸福度」を高める
- 職場を「コミュニティ」として育み、地域に「無数のコミュニティ」を創出する

労働者協同組合の設立・運営にあたって



何をやるか…事業限定がないという意味、専門性や階層の壁をこえて

どうやるか…「協同労働」を探求し続け、発信・交流する

どうつくるか…上記をベースに組織を形成する

究極の目的は何か…「持続可能」「活力」「幸福」

「労働者協同組合」の健全な発展、 「協同労働」の深化に欠かせない連合会機能



●日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会が構想する「連合会機能」

○代表機能

・ナショナルセンター ・政府自治体等への政策提言 ・議連カウンターパート ・原則指針の提示 ・連携

○コーディネート・プラットフォーム機能

・会員交流 ・情報共有 ・研修 ・会員間連携

○支援機能

・新規設立 ・経営会計 ・財政 ・相互監査 ・金融機関連携 ・事業推進 ・サポート制度 ・第三者機関

○開発機能

・新規事業 ・人材育成 ・人事交流

※協同組合という性格上、中間支援というより、会員相互の協同・連携等を重視するための「連合会」